

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高岡市

2. 構造改革特別区域の名称

高岡市ものづくり・デザイン人材育成特区

3. 構造改革特別区域の範囲

高岡市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 区域の概要

富山県高岡市は、明治 22 年 4 月に市制が施行され、平成 11 年に市制施行 110 周年を迎えている。平成 17 年 11 月 1 日、西側に接する福岡町と新設合併し、面積は 209 km²、人口は約 18 万 3 千人で、富山県内で第二の都市である。

本市は、富山県の北西部に位置し、市内の西側には二上山とこれに連なる西部丘陵があり、中央部から東側は庄川・小矢部川によって形成された平坦な平野部からなり、北側は富山湾に面している。富山湾側には、日本海側で有数の伏木港があり、平成元年からさらに大型化・近代化するため外港の整備が進められ、平成 10 年には、伏木万葉埠頭の供用が開始されている。

交通に関しては、能越自動車道の高岡インターチェンジが平成 12 年に、高岡北インターチェンジが平成 16 年に開通した。また、平成 17 年 6 月には、北陸新幹線（富山～金沢間）の工事が着工され、平成 26 年の開業を目指している。

(2) 商工都市高岡の歴史

高岡は、慶長 14 年（1609 年）加賀藩 2 代藩主前田利長公の築城により開町した。利長は、町の発展のため、砺波郡西部金屋より鋳物師を城下に集め、様々な特権を与え、手厚い保護のもとに鋳物業を興した。江戸中期には、鉄鋳物に加え銅鋳物が盛んになった。また、利長は金沢より引き連れてきた細工人に、箆笥や膳など漆塗りの日常生活品を作らせたと言われている。これが現在の高岡銅器・高岡漆器

の源であり、商工都市高岡のあゆみの始まりである。

高岡銅器は、梵鐘などの大型の製品から、花器や茶器、仏具にいたる多くの製品を生産し、明治期にはパリ万国博覧会などで美術銅器としても世界に名を馳せた。現在も優れた金属加工技術を保持し、出荷額、販売額は全国一のシェアを占める。高岡漆器は、彫刻塗、勇助塗、青貝塗の独特の技法をもとに、盆類、茶道具、室内調度品などを製造している。重要有形民俗文化財に指定されている高岡の御車山の装飾には、漆工や金工の素晴らしい技が遺されている。昭和50年には、高岡銅器・漆器ともに国の伝統工芸品の産地指定を受けている。また、高岡市内の伝統産業従事者の多くが、高度な伝統的技術を保持し伝統工芸の継承に従事する「伝統工芸士」の認定を受けている。(高岡銅器伝統工芸士28人、高岡漆器伝統工芸士14人)本年7月には、高岡銅器伝統工芸士の大澤光民氏が、国の重要無形文化財「鍔金」保持者として人間国宝に認定されている。

そして、このような鋳物技術をもとに、昭和初期からアルミニウム産業が発展した。鍋や食器類などの家庭日用品の生産から始まり、現在は車両部品、住宅用建材、ビル用建材など、都市空間から住空間まで多様で高度な製品を生産し、日本のアルミニウム産業の大きな拠点となっている。

このような伝統を基盤に、明治27年、全国で初の工芸高等学校である富山県立高岡工芸高等学校が設立された。当時は、木材彫刻、金属彫刻、鋳銅、漆の4学科をもつ富山県工芸高等学校として開校し、現在は工芸、デザイン、建築、機械などの7学科で構成されている。また、昭和58年には、産業造形学科、産業デザイン学科等をもつ国立高岡短期大学が開学し、伝統工芸を継承し地場産業における技術の向上に貢献する人材の育成を図っている。本年10月、再編統合により、造形芸術コース、デザイン工芸コースなど5コースをもつ富山大学芸術文化学部が創設されたところである。

また、現代の消費者ニーズにこたえる新たなクラフト産業の育成を目指し、平成11年には高岡市デザイン・工芸センターが完成した。隣接する富山県総合デザインセンターおよび第3セクターの富山県産業高度化センターと相互に連携しながら、伝統工芸産業関連業種の従事者を対象とした伝統工芸産業技術者養成スクールなどの人材育成事業、地域企業の新商品開発やデザイン開発の支援、一般市民向けの工芸体験実習等に取り組んでいる。

工芸・デザインの受発信基地となることを目指し、銅器、漆器、アルミ等の産業界と商工会議所、行政が一体となり、昭和61年より、全国レベルのクラフトコンペを開催している。全国のクラフトマン、造形家から、金属、漆、木工、陶磁器、ガラス、ジュエリーなど多方面にわたる作品が寄せられ、質・量ともに国内の3大クラフトコンペと呼ばれている。

そして、市内では、銅器・漆器の伝統産業、それを基礎に発展したアルミニウム

産業のほかに、金属加工、化学工業、紙・パルプ、プラスチックなどの多彩な産業活動が展開されている。

平成 15 年製造品出荷額（構成比率）

化学工業	15,930,583 万円（30.4%）	非鉄金属	4,651,420 万円（8.9%）
金属製品	10,486,398 万円（20.0%）	一般機械	1,877,986 万円（3.6%）
パルプ・紙	8,802,296 万円（16.8%）	プラスチック	1,551,558 万円（3%）

また、前田利長公の奨励を受け発展し、現在全国シェアの 90%を占める福岡地区の菅笠を始め、竹・藁細工、国吉地区のリンゴ栽培など、農産加工分野においても、ものづくりの営みが息づいている。

このように、高岡は、次世代へ受け継ぐべき誇りある伝統産業、地域産業の歴史をもち、その保存・継承を図るとともに、全国への「ものづくりのまち高岡」の発信、現代の消費者の多様化した価値観に対応した新たなクラフト産業の創出に取り組んでいる。

（3）高岡の伝統産業の現状

今日の経済情勢は、大企業製造業を起点とした景況感の改善が非製造業や中小企業にも波及しているが、高岡市の伝統的工芸品産業においては依然として販売額の低下が続き、厳しい状態である。

銅器においては、販売額は平成 2 年の 374 億 5 千万円をピークに低下し、平成 15 年には 170 億円となっている。（図 1 - 1）漆器においても、平成 2 年の 26 億 1 千万円から、平成 12 年には 10 億円へと低下しその後横ばいとなっている。（図 1 - 2）

また、伝統産業従事者の高齢化や、後継者不足も進んでいる。現在、銅器の鑄造および加工業の従事者のうち、50 代が 34.3%、60 代以上が 27.6%を占める。（図 2 - 1）漆器製造業従事者は、50 代が 23.5%、60 代以上は 47.1%にも及ぶ。（図 2 - 2）

高岡市においては、現代の消費者のニーズに合った新商品やデザインの開発の研究に取り組むとともに、他産地にはない優れた技術技法をもつ伝統的工芸品の魅力を再認識し、その保存・継承を図ることが緊急の課題である。

< 販売額推移 (億円) >

図1 1 高岡銅器

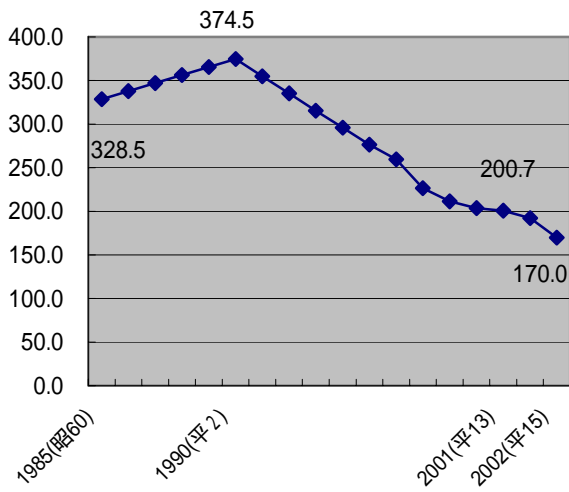
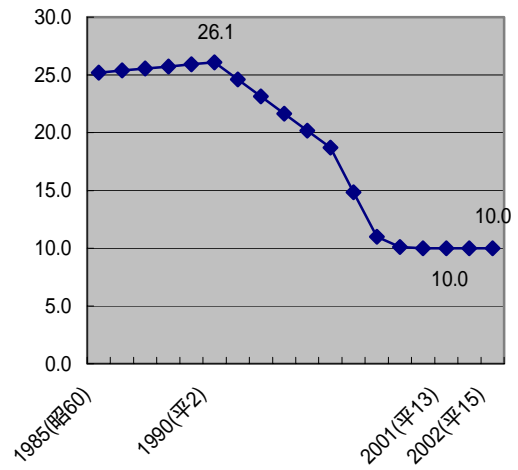


図1 2 高岡漆器



< 従事者年齢構成 >

図2 1 銅器鑄造及び加工業従業者年齢構成

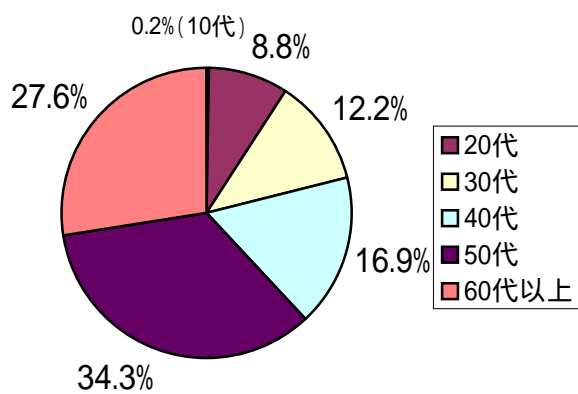
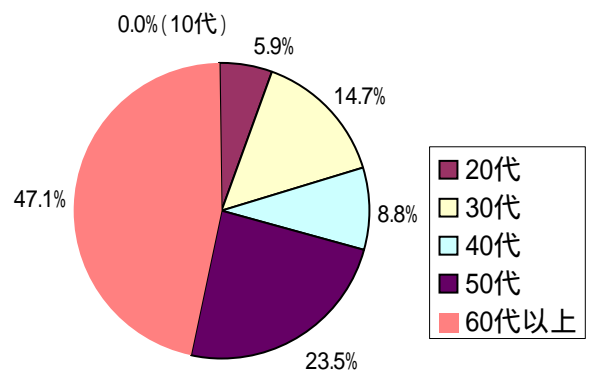


図2 2 漆器製造業従事者年齢構成



5. 構造改革特別区域の意義

4. 構造改革特別区域の特性でも述べたように、本市は、加賀藩二代目藩主前田利長が鋳物師を招いて始めた銅器や、同じく江戸期に始まる漆器などの伝統産業と、アルミ、金属加工をはじめとする近代産業があいまって日本海沿岸有数の工業都市となっている。また、これらの製品デザインを中心に発展してきたデザイン産業も盛んである。

市内には、ものづくり各分野にわたる職人集団や工芸作家・デザイナー、事業所・工業所等が集積するとともに、高岡市デザイン・工芸センター、富山県工業技術センター、富山県総合デザインセンターなどの公的支援機関、さらに110年の歴史を誇る高岡工芸高等学校や富山大学芸術文化学部が立地し、これらが連携をとりながら、活発な産業活動や研究・技術開発、人材育成などを推進している。このように、本市には「ものづくりのまち」、あるいは「デザインのまち」としてのイメージが定着してきている。

また、越中の国守として赴任した大伴家持の歌碑や、万葉集全20巻4,516首を三昼夜にわたってリレー方式で朗唱する「万葉集全20巻朗唱の会」、前田利長の菩提寺である国宝「瑞龍寺」、国指定重要有形・無形民俗文化財の「高岡御車山祭」など、歴史ある文化を受け継いでいるまちでもある。

これら豊富な地域教材をテーマに、市内のほとんどの小・中学校において、社会科の授業や特別活動、総合的な学習の時間で、地域の歴史や現在の「わがまち高岡」について学習し理解を深めているところである。

一方、地域学習を進めていく中で、高岡に連綿と受け継がれ今日も大勢の人が関わっている優れた「伝統技術」に気づき、また体験することで、郷土への一層の理解と誇りをもつに至っている。

今後さらに、こうした高岡の誇る優れた伝統技術を生かし、新しい時代に対応し得る産業・都市づくりを目指し、地域企業の新商品・デザイン開発の推進、ものづくりを支える人材育成などに取り組むことが重要な課題となっている。

そのため、高等学校、大学、地域産業界の連携のもと、伝統技術・文化の継承や人材育成の裾野拡大を目的に、市立小学校27校・中学校12校・養護学校1校全40校において、「ものづくり・デザイン科」を必須科目として設置し、関係者・関係機関の協力を得ながら、現場体験・実技体験など様々な学習・体験を通して、「ものづくり・デザインのまち」としての意識醸成とそれを支える人材の育成や地場産業の活性化を図りたい。

高岡に生まれ育った児童生徒が、「ものづくり・デザイン科」で本市の優れた伝統工芸や産業について、いろいろと、見たり触れたり体験したりすることにより、また、優れた技をもつ地域の人々との交流を深めることにより、より豊かな感性と郷土を愛

する心が育つことをはじめ、以下に記す内容の実現にも資するものである。

(1) ものづくりの楽しさや大切さを理解する

ものづくりの体験においては、自分で実際に身体を動かし、試行錯誤や様々な工夫、努力や忍耐を通して、十分な時間をかけてものづくりをすることによって、作る喜びや完成の達成感を味わうことができる。また、熟練技能技術者の指導によりものづくりを体験したり、熟練技能技術者によるものづくりの現場を見ることは、日常の教育・学習では得にくい驚きや感動を得ることができる。さらに、ものづくりの体験における試行錯誤の繰り返しや解決方法の探求を通じ、各教科や生活の中で学んだ知識や理論を実感を伴って理解することができ、「わかった」という満足感を得られるとともに、これらを通じ、プロセスの大切さや、ものづくりの重要性、技能・技術が果たす役割を理解することができる。

(2) 地域の伝統を知り、地域に誇りをもつ

高岡銅器・高岡漆器は、ともに国の伝統的工芸品の産地指定を受け、400年の伝統を今に受け継ぐ高岡市の重要な産業であり、人間国宝認定者をはじめとする多くの伝統工芸士も輩出している。

市の中央に位置する高岡古城公園や市街地には、ブロンズ像など芸術作品が点在する。高岡古城公園には、昭和54年、開町370年市制90周年の記念事業として「芸術の森」が開設され、長い歴史に培われた工芸技術の粋を集めて鑄造した、日本を代表する彫刻家の優れた芸術作品18体が設置されている。

毎年5月1日に行われる高岡御車山祭の山車は高岡金工、漆工の技術の粋を集め、美術工芸の総合作品としての価値が高く、郷土の美術工芸の代表作品として有名である。

また、家庭日用品としても用いられている高岡銅器・高岡漆器の伝統工芸を始め、竹・藁細工、菅笠、リンゴの栽培加工など、各地域に息づく「ものづくり」の歴史と優れた技術を知り、体験することで、郷土への誇りと郷土を愛する心が育つと考える。

(3) 職業観や勤労観を育む

職場見学や地域の職人さん(熟練技能技術者)にもものづくりの指導を受けることを通じて、職人が持つプロとしての素晴らしい技は、長年にわたり技能・技術の研鑽を積んできた努力の賜であることを理解することができる。また、ものを上手に、巧く作ることができることは、楽器の演奏やスポーツに秀でていることと同様に素晴らしいことであるという認識を育むことが期待できる。さらに、社会は様々な職業の人々の存在のもとに成り立っており、専門分野に優れるということが社会人として重要であるとの理解を進めることとなり、これまでの我が国経済社会のめざましい発展に大

きな役割を果たしてきたものづくりを担う技能者や技術者の社会的な役割の重要性の理解を深めることとなる。

ものづくりには、自分の個性や考え、努力が次第に目に見える形となり、他者からも評価され得る作品となって残るといった特徴があり、自分の努力や成長を確認できるという利点がある。また、ものづくりの楽しさや完成の達成感を味わうことは、自ら主体的に取り組む態度や創造力、ひとつのものに取り組む集中力や忍耐力、協調する態度を醸成することができる。さらに、ものづくりの重要性や技能・技術が果たす役割を理解し、熟練技能技術者の役割を理解することは、ものづくりを支える方々を尊敬する態度を身に付け、労働を尊ぶといった望ましい職業観や勤労観を育成することが期待される。

そういった働くことの意義を地域の職人との関わりから総合的に理解し、市内全中学校の2年生が、キャリア教育の一環として、連続5日間にわたって職場体験を行う「14歳の挑戦」と相まって児童生徒一人一人の勤労観、職業観が育つと考える。

(4) 開かれた学校づくりを推進する

「ものづくり・デザイン科」新設に向け、学校関係者、商工会議所、伝統産業・地域産業関係者、PTA連絡協議会、各種専門機関等の方々に、実施検討委員会を開き、学習環境づくりの基盤整備を進めているところである。

ものづくりの技能・技術に熟練、熟達した職人達の多くは、自らの能力を教育の場で活用したい、また、自らの仕事を多くの人々に知ってもらいたいという熱い思いがあり、ものづくり・デザイン科への協力、参加など、児童生徒への指導は勿論、教師への指導、施設設備のアドバイスなどにも熱心に取り組んでいただいている。

そういった、学校が地域の様々な人材の協力を得ることによる、地域との連携を深めていくことが、開かれた学校づくりの推進に大きく貢献するものと考えられる。

6. 構造改革特別区域の目標

本市の構造改革特別区域計画の目標は

- (1) 児童生徒が、高岡市の優れた伝統工芸や産業について見たり触れたり体験したりすることにより、また優れた技術を持つ地域の人々との交流を深めることにより、豊かな感性と郷土を愛する心を育てる。
- (2) ものづくり・デザインのまちづくりを目指し、高岡市の優れた伝統技術の継承と新たなデザインの創出を図るため、市内の小・中・養護学校において、新たに「ものづくり・デザイン科」を設置することにより、ものづくり・デザインを担う人材の育成・市民意識の醸成と地場産業の活性化を図ることである。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) これまで、高岡市の伝統産業教育は、主に富山県立高岡工芸高等学校や国立高岡短期大学(現富山大学芸術文化学部)の高等教育機関において行われていた。この構造改革特別区域計画の実施により、小学校5、6年生と中学1年生に伝統産業教育を広めることで、教科書の中で知識として覚える「伝統産業」ではなく、実際の作品づくりを通し、おもしろさや難しさを経験し、また優れた技術をもつ地域の人々との交流により、伝統産業を身近に感じ、その素晴らしさを実感し、高岡のまちへの誇りや愛郷心が育まれる。また、子どもの取り組みや作品をみて、保護者など大人も、高岡の伝統工芸の素晴らしさを再認識し、誇りある伝統工芸の息づく高岡市民としての意識が醸成される。
- (2) 伝統産業従事者の高齢化、後継者不足が著しく進む現在において、感性豊かな小・中学生に必須科目として伝統産業教育を取り入れる本特別区域計画は、高岡市が従来から取り組んでいる後継者育成事業の基盤となり、伝統産業を支える人材の育成、伝統技術の継承、伝統産業の活性化につながる。
- (3) 消費者の立場としても、子どもやその保護者が、伝統工芸品を身近に感じ、その価値を再評価、再認識することで、工芸品の購買数の増加、販売額の上昇が見込まれ、ひいては地場産業の活性化につながる。

8. 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

高岡市における伝統産業・地場産業振興事業(主なもの)

- (1) デザイン開発強化事業
 - ・ 工芸都市高岡クラフトコンペの開催
銅器、漆器、アルミ等の産業界、高岡商工会議所、行政の連携により昭和61年より開催

- ・ デザインウェブの開催

富山県、富山市、高岡市、(財)富山県新世紀産業機構、富山県総合デザインセンターの主催で、富山プロダクトコンペティションやデザイン会議、世界的なクリエイターの講演会・交流会などの開催

(2) 業界組織の指導、育成事業

- ・ 伝統工芸高岡銅器振興協同組合、伝統工芸高岡漆器協同組合、高岡伝統産業青年会への補助

(3) 高岡市デザイン・工芸センター

隣接する富山県総合デザインセンター及び富山県産業高度化センターと連携し、次の事業等をおこなっている。

新クラフト産業・デザイン育成事業

地場産業従事者、デザイナーを対象に、全国から著名なデザイナーやクリエイターを講師とするデザインセミナーの開催を昭和60年より実施。

伝統工芸産業技術者養成スクール事業

本市伝統工芸産業の関連業種の従事者を対象に、銅器・漆器の加工技術力の向上、後継者育成を目的に、昭和43年より実施している。

伝統産業後継者確保育成事業

国の指定を受ける伝統的工芸品、高岡銅器、高岡漆器の伝統的技術・技法の継承を積極的に支援するため「高岡市伝統的工芸品技術・技法継承者育成事業補助金」を交付し、後継者の確保・育成を図る。

伝統工芸産業技術者指定表彰事業

本市における伝統工芸産業の技術保存と後継者育成を図るため、「高岡市伝統工芸産業技術奨励規則」及び「高岡市伝統工芸産業技術者表彰規則」を設け、指定並びに顕彰を行う。

[平成17年3月現在累計]

高岡市伝統工芸産業技術保持者指定	106名
高岡市伝統工芸産業技術功労者表彰	161名
高岡市伝統工芸産業優秀技術者表彰	179名

工芸体験実習事業

伝統工芸やクラフトへの関心と理解を深めることを目的とし、一般市民等を対象に、金工・漆工の一部製作工程が体験できる「親子体験実習」「市民体験実習」などの工芸体験実習を行う。

常設・企画展示事業

工芸都市高岡クラフトコンペグランプリ受賞作品を常設展示する。

また、高岡市デザイン・工芸センターがテーマを設け、デザイン・クラフトや伝統工芸の動きなど、作品を通して紹介する企画展を開催する。

(4) 高岡地域地場産業センター

- ・ 大都市圏や各地場産業センター等において地場産品伝統工芸品の展示販売
- ・ 伝統的工芸品ふれあい教室への支援等地域住民との交流を図るための支援事業
- ・ ホームページにおける地場産品の紹介、地場産業の企業紹介等の情報提供事業

別紙

1. 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の公立小学校、中学校及び養護学校

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成18年4月1日

4. 特定事業の内容

(1)事業に関与する主体

高岡市立小学校、中学校、養護学校

(2)事業が行われる地域

高岡市の全域

(3)事業により実現される行為

高岡市立小学校では、第5学年と第6学年において、学校教育法施行規則第24条、第24条の2で規定されている「総合的な学習の時間」「図画工作」を再編し、必須科目として年間でそれぞれ35時間の「ものづくり・デザイン科」(年間35時間)を新設する。

高岡市立中学校では、第1学年において、学校教育法施行規則第53条、第54条で規定されている「総合的な学習の時間」を再編し、必須科目として「ものづくり・デザイン科」(年間35時間)を新設する。

「ものづくり・デザイン科」では、高岡市の優れた伝統工芸や地域産業の見学、実技体験等による学習を行う。伝統産業・地域産業関係者や、農業・森林組合関係者、商工会関係者等の協力のもと、各界から外部講師を招き、教師とのチームティーチングにより、授業を行う。漆工芸、鋳造工芸、彫金、菅笠、竹・藁細工、栽培等の分野で、調査、見学、作品づくり等を、次世代を担う子どもたちに経験させることで、伝統文化・技術の継承や人材育成、地場産業の活性化、ものづくり・デザインのまち高岡の市民としての意識の醸成を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取り組みの期間等

平成 18 年度を初年度として、高岡市内小学校 27 校・中学校 12 校・養護学校 1 校の全 40 校で実施する。

毎年、本事業の取り組み状況を評価検証し、学習内容を発展させていく。平成 20 年度に事業についての見直しを図る。平成 20 年度には、平成 18 年度に小学校 5 年生だった児童が中学校 1 年生になり、3 年間の「ものづくり・デザイン科」の学習を終了することになる。3 年間を通した「ものづくり・デザイン科」の学習が、初期のねらいを達成することができたかを、学校、教育委員会、関係機関で評価し、目標や授業時数、実施学年等の見直しを図り、21 年度につなげていく。

(2) 教育課程の基準によらない部分

【小学校】

第 5 , 6 学年に「ものづくり・デザイン科」を設置する。

第 5 , 6 学年の「図画工作」の時間を 10 時間、「総合的な学習の時間」を 25 時間削減し、合わせた 35 時間を新たな「ものづくり・デザイン科」とする。

小学校及び養護学校小学部の特例措置による教育課程編成の標準時数

区分	必修教科の授業時数										道徳	特別活動	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	ものづくり・デザイン科				
第 1 学年	272	-	114	-	102	68	68	-	90	-	34	34	-	782
第 2 学年	280	-	155	-	105	70	70	-	90	-	35	35	-	840
第 3 学年	235	70	150	70	-	60	60	-	90	-	35	35	105	910
第 4 学年	235	85	150	90	-	60	60	-	90	-	35	35	105	945
第 5 学年	180	90	150	95	-	50	40	60	90	35	35	35	85	945
第 6 学年	175	100	150	95	-	50	40	55	90	35	35	35	85	945

【中学校】

第1学年に「ものづくり・デザイン科」を設置する。

第1学年の「総合的な学習の時間」を35時間削減し、その35時間を新たな「ものづくり・デザイン科」とする。

中学校及び養護学校中学部の特例措置による教育課程編成の標準時数

区分	必修教科の授業時数										道徳	特別活動	選択教科等に充てる授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語	ものづくり・デザイン					
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	35	0～30	35～65	980
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	105	-	35	35	50～85	70～105	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	105	-	35	35	105～165	70～130	980

(3) 計画初年度の教育内容等

「ものづくり・デザイン科」の目標及び内容等

第 1 目 標

- (1) 高岡市の伝統工芸や地域の産業について、見たり触れたり体験したりすることにより、豊かな感性と郷土を愛する心を育てる。
- (2) 優れた技術をもつ地域の人々との交流を通して、ものづくりのすばらしさやものづくりにかける生き方を感じ取り、よりよく生きようとする心情を培う。

第 2 各学年の目標と内容

[小学校 第 5 学年・第 6 学年]

1 目 標

- (1) 高岡市の伝統工芸や産業を見たり触れたりすることにより、地域の伝統工芸や産業についての興味や関心を高める。
- (2) 体験的な製作活動を通して、ものづくりの基礎的な能力を身に付け、つくる喜びを味わう。
- (3) 優れた技術をもつ人々との交流を通して、ものづくりのすばらしさを感じ取る。

2 内 容

- (1) 高岡市の伝統工芸や産業について調査・見学し、その歴史や製作工程、特色等について理解する。
- (2) 形、色、材料の特徴や用途などを考え、伝統的な技法を生かした作品を製作する。

以下の中から、年間 2 題材を設定する。

漆工芸（青貝塗、彫刻塗、蒔絵等）、鋳造工芸（銅、錫、アルミニウム等）、彫金、細工（菅、藁等）、各種地域産業（栽培、食品加工等）

- (3) 優れた技術をもつ人々の話を聞いたり、実際の作品づくりを見たりして、製作の創意、工夫や技のすばらしさを感じ取る。

[中学校 第1学年]

1 目 標

- (1) 高岡市の伝統工芸や産業を見たり触れたりすることにより、地域の伝統工芸や産業を理解し、育てようとする態度を育てる。
- (2) 伝統工芸や地域の産業の技法を生かして、創意工夫し美しく表現する能力を育てる。
- (3) 優れた技術をもつ人々との交流を通して、心豊かな生活を創造していく意欲や態度を育てる。

2 内容

- (1) 高岡市の伝統工芸や産業の調査・見学を通して、その歴史や製作工程や特色等について理解する。
- (2) 形や色彩、材料のもつよさや特徴を伝統的な技法に生かし、美しい作品を製作する。

以下の中から、年間2題材を設定する。

漆工芸（青貝塗、彫刻塗、蒔絵等）、鑄造工芸（銅、錫、アルミニウム等）、彫金、細工（菅、藁等）、各種地域産業（栽培、食品加工等）

- (3) 優れた技術をもつ人々の話を聞いたり、実際の作品づくりを見たりして、職人のもつ優れた技能や創意工夫等について理解を深める。

第3 授業時数

[小学校 第5学年・第6学年]

年間35時間 図工50時間 40時間、総合110時間 85時間

[中学校 第1学年]

年間35時間 総合70時間 35時間

その他実施に当たっての留意事項

教科書は用いず、指導計画に基づき指導する。

地域の伝統産業の専門家や職人等を講師として授業に参加してもらう場合、授業を進める主体者はあくまでも教師であり、講師の方には、T2、T3として、専門的な部分で指導に当たってもらう。

講師及び体験活動場所については、市教育委員会担当窓口を通して依頼する。

なお、18年度より依頼する講師及び体験活動場所については、銅器組合、漆器組合

を通じて、了解済みである。（講師一覧及び体験活動場所一覧は、別添資料に掲載）
こまどり養護学校（肢体不自由養護学校）においては、【5(2)教育課程の基準によらない部分】で示したとおり、通常の小・中学校に準じて特例を適用する。
知的障害養護学校代替及び自立活動を主とした教育課程の学級においては、児童生徒の実態に応じ、自立活動または作業学習、総合的な学習の時間において、「ものづくり・デザイン科」の学習内容を取り入れた活動を行う。その際、長年、自立活動や作業学習の時間に作成し、市長室をはじめ100カ所以上の事業所や交流校等に配布している「こまどりカレンダー」の絵の部分に、「ものづくり・デザイン科」で作成した作品を写真映像で取り込み、作品とすることを予定している。（別添資料「こまどりカレンダー」参照）

同一校区の小・中学校においては、十分連携を図り、学習内容が系統的・発展的なものになるよう配慮する。

「ものづくり・デザイン科」の評価については、通知票に新たに項目を設け、3つの観点で評価を行う。具体的な内容は、校長会通知票検討部会の提案による。また、指導要録にも記載する。

児童生徒の市外への転出については、転出先の学校への情報提供を行う。また、市外からの転入については、「ものづくり・デザイン科」設定の趣旨を保護者にも説明し、児童生徒には個別の指導に配慮する。

（４）特例措置の必要性

「総合的な学習の時間」や社会科の時間を中心として、高岡市内ほとんどの小・中学校において地域（郷土）学習が行われ、児童生徒の郷土に関する興味関心が高まっている。また、開かれた学校づくりの一環として、地域の専門性に優れた方を講師として招き、学習内容を深める取り組みも行われている。

こうした地域学習を進めていく中で、高岡に連綿と受け継がれ今日も大勢の人が関わっている、優れた「伝統技術」に気づき、また、専門性に優れた講師の方から直接話を聞いたり質問したりすることで、郷土への一層の理解と誇りをもつに至っている。

「ものづくり・デザイン都市」としての発展に力を注いでいる本市では、今後さらに、こうした高岡の誇る優れた伝統技術を生かし、新しい時代に対応し得る産業・都市づくりを目指し、地域企業の新商品・デザイン開発の推進、ものづくりを支える人材育成などに取り組むことが重要な課題となっている。

そのためには、伝統技術を見たり聞いたり調べたりして、知識として理解することも大切であるが、実際に伝統技術の技法に則り、決められた手順で作品を完成することが、伝統技術の本質を理解するために欠かせないことであると考えられる。そのためにも、作ることに主眼をおいた「ものづくり・デザイン科」を新たな必修科目として設置することが不可欠である。

本年度「ものづくり・デザイン科」研究協力校では、1学年2題材を掲げ、研究に取り組んだ。例を上げると、

A 小学校

5年生 題材1 鋳物のフォトスタンドをつくろう

題材2 ペーパー鋳型メタルをつくろう

6年生 題材1 螺鈿細工を施した石のペーパーウエイトをつくろう

題材2 青貝塗り・彫刻塗りを施したオルゴールをつくろう

B 中学校

1年生 題材1 低融合金を使ったキーホルダーの製作

題材2 螺鈿細工を取り入れた照明器具の製作

このように、伝統的な技法を生かした作品製作を中心に、年間指導計画を作成している。市内全小・中・養護学校の40校においても、18年度は上記のような題材を中心とした「ものづくり・デザイン科」の年間指導計画が作成されている。デザイン性に優れた完成度の高い作品製作のため、同じ材料、同じ道具、決まった行程でのものづくりを行うものである。

「総合的な学習の時間」では、「目標や内容、指導計画などは、学校や教師が定めるものであるが、各学習単元や課題ごとの具体的な学習テーマや学習方法などは、児童自らの課題意識や興味・関心に基づき選択・設定できるようにすること（抜粋：小学校学習指導要領解説書第3章第3節総合的な学習の時間の取り扱い）」とあり、「ものづくり・デザイン科」の具体的な学習テーマや学習方法なども教師が設定するものとは、大きく異なる。

また、小学校5,6年の「図画工作」では、「1 目標 (2) 材料などの特徴をとらえ、想像力を働かせて主題の表し方を構想するとともに、美しさなどを考え、創造表現の能力、デザインや創造的な工作の能力を高めるようにする。（抜粋：小学校学習指導要領）」とあり、造形感覚や想像力を働かせて、自分の表したいことに適した材料を選び、表現方法を工夫しながら、つくる、つくり変える、つくり続けるなど、進んで表現していく過程を大切にしている。一方「ものづくり・デザイン科」では、地元の伝統工芸や伝統技術を学び、決まった材料で、決まった手法・技法をベースとして、その中で各自の個性を發揮させていくものであり、伝統工芸への興味を高め、地域の伝統産業を支える人材育成の基盤となることを目的とするものである。この点が、材料や制作過程自体に児童の個性や創造力等を發揮させる「図画工作」とは異なる。

ものづくりには、自分の個性や考え、努力が次第に目に見える形となり、他者からも評価され得る作品となって残るといった特徴があり、自分の努力や成長を確認できるという利点がある。ものづくりの楽しさや完成の達成感を味わう中で、自ら主体的に取り組む態度や創造力、ひとつのものに取り組む集中力や忍耐力、協調する態度の醸成も図っていきたい。そのためにも「ものづくり・デザイン科」の教科として設置す

る特例措置を強く望むものである。

(5) 関連法等との関係

「ものづくり・デザイン科」設置により削減対象となる小学校「図画工作」の目標は、「表現及び鑑賞の活動を通して、つくりだす喜びを味わうようにするとともに造形的な創造活動の基礎的な能力を育て、豊かな情操を養う。」とあり、「ものづくり・デザイン科」の目標「体験的な製作活動を通して、ものづくりの基礎的な能力を身に付け、つくる喜びを味わう。」が、「図画工作」の基礎的な能力を培うものとして位置づけることができると考える。また、「ものづくり・デザイン科」は、高岡市の地域の特性を生かした学習活動であり、目標とする「優れた技術をもつ地域の人々との交流を通して、ものづくりのすばらしさを感じ取り、よりよく生きようとする心情を培う。」は、総合的な学習の時間の目標「自己を見つめ、現在や将来について真剣に考え、卒業後の進路を主体的に選択し、生きがいのある生活を実現していくという自己の生き方について考えることができるようにする。」に通じるものである。

本事業の「ものづくり・デザイン科」の目標は、現学習指導要領の「生きる力」につながる「豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。」や、「各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりをすすめること。」のねらいや方針に沿ったものである。